

一般廃棄物処理業許可申請書必要書類一覧表

番号	必要書類	収集運搬業(個人)		収集運搬業(法人)		処分業		備考
		新規	更新	新規	更新	新規	更新	
1	一般廃棄物処理業許可申請書(様式第2号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	申告書(別紙5)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	住民票	◎	◎	—	—	—	—	
4	身分証明書(代表者のもの)	—	—	◎	◎	◎	◎	本籍地を管轄する住民係で取得(禁治産等記載)
5	誓約書(別紙6)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	定款(写し)	—	—	◎	◎	◎	◎	
7	登記簿謄本(又は履歴事項全部証明書)	—	—	◎	◎	◎	◎	
8	印鑑登録証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
9	従業員名簿(別紙1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	組織図	—	—	△	△	△	△	作成していない場合は不要。
	就業規則	—	—	◎	△	◎	△	【更新】変更がない場合不要 10名未満不要
10	使用車両名簿(別紙3)	◎	◎	◎	◎	—	—	
	①登録車両の写真	◎	◎	◎	◎	—	—	車両の斜め前方及び斜め後方からのカラー写真(ナンバープレートがわかるよう)
	②車検証の写し	◎	◎	◎	◎	—	—	期間満了していないもの
	③自賠責保険の写し	◎	◎	◎	◎	—	—	期間満了していないもの
	④車両使用承諾書	△	△	△	△	△	△	申請者と車両の使用主または所有者が異なる場合添付すること。
11	事業所等の構造図、付近見取り図	◎	△	◎	△	◎	△	【更新】仮置きを実施しない事業所については、事業所の位置に変更がない場合不要。
12	財務諸表(決算報告書)の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	個人は確定申告書 最新決算年度のもの
13	金融機関残高証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金融機関で発行したもの
14	納税証明書(国・県・市町村)							
	国 納税証明書(その3の3) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 について未納がないことの証明	—	—	◎	◎	◎	◎	税務署で取得 ※個人については聞き取り
	県 納税証明書 県税について未納がないことの証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	各地域振興局で取得
	市 滞納のない証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市内業者のみ(市役所税務課で取得)
15	契約事業所一覧(予定も含む)	△	◎	△	◎	—	—	
16	一般廃棄物収集運搬計画書	◎	◎	◎	◎	—	—	廃棄物の種類に応じて、その排出先を記載すること。排出先が市の施設でない場合は、契約書の写し等を添付すること。
17	一般廃棄物積替保管計画書	△	△	△	△	—	—	積み替え保管を実施する場合のみ。ただし、生ごみについては積替保管の許可は行わない。
18	一般廃棄物処分計画書	—	—	—	—	◎	△	処分の方法について、詳細に記載のこと。中間処理の場合は、最終処分先を記載し、委託契約書の写し等を添付すること。
19	当該業を的確に行うに足る知識及び技能を有することを証する書面の写し	△	△	△	△	◎	◎	【処分】技術管理者証の写し 講習会等を終了している場合は修了証の写し
20	基本処理料金表	◎	△	◎	△	◎	△	
21	機械施設概要図(平面図等)	—	—	—	—	◎	◎	
22	機械施設仕様書(処理能力がわかるもの)	—	—	—	—	◎	◎	
23	廃棄物処理法に基づく許可証(写し)	△	△	△	△	△	△	鹿児島県や県内の他市町村において、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可を受けている場合添付すること。

◎必ず必要 △該当する場合必要

※ 収集運搬業(生ごみを取り扱う場合)及び処分業の場合は、(財)日本環境衛生センター主催の講習会「一般廃棄物収集運搬・処分業者講習」

又は(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会「産業廃棄物処理業許可申請講習会」等講習受講を推奨します。

※ 処分業において、処理施設の許可が必要な場合は、処理施設の技術管理者を有すること。

※ 事業の範囲の変更の場合は、変更の範囲に応じ、新規又は更新時に準ずる。

一般廃棄物処理業変更届必要書類一覧表

番号	変更事項	必要添付書類
1	許可者の氏名又は名称	個人:住民票 法人:登記簿謄本又は全部事項証明 ※個人は改姓・改名に限ります。 (事業の譲渡はできません。)
2	役員の変更	登記簿謄本、全部事項証明、申告書
3	営業に関する未成年者の法定代理人の変更 使用人(継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で契約を締結する権限を有する者)の変更	※現在該当者なし。 新たに該当する場合は事前にご連絡ください。
4	事務所及び事業場の所在地	事業所等の構造図、付近見取り図
5	使用車両の変更(収集運搬業)	使用車両一覧表、該当車両(新規分)の写真、車検証、自賠償保険の写し、任意保険の写し
6	事業の要に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模(処分業)	機械施設概要図、機械施設構造図 ※機械導入により取り扱う廃棄物の種類を変更する場合は、事業の範囲の変更許可になる。